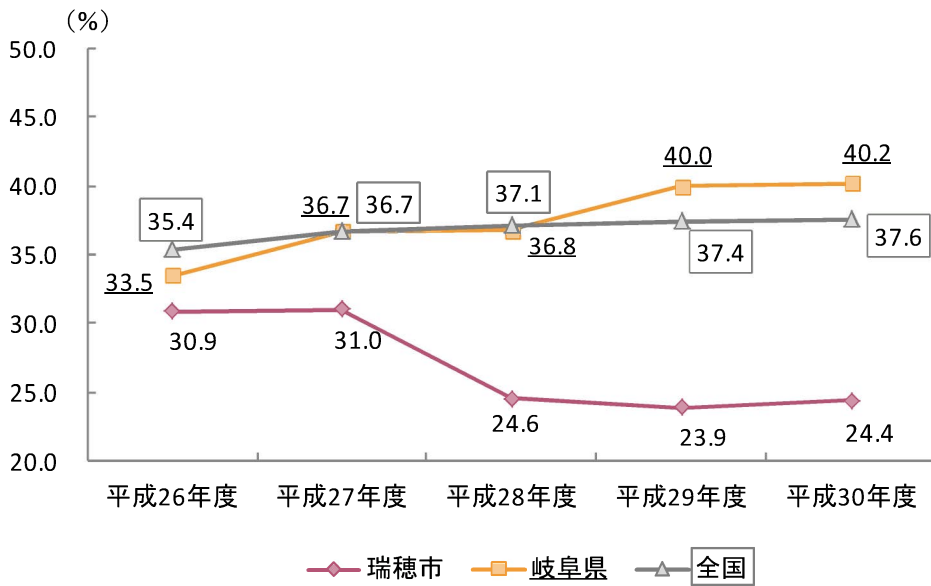


(5) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

本市の審議会等における女性委員の割合をみると、平成 27 年度では 31.0%でしたが、平成 28 年度以降減少傾向にあります。また、国や岐阜県と比較すると、低い割合で推移しています。

図表 8 審議会等における女性委員の割合比較（全国・岐阜県）



参考： 岐阜県：地方公共団体における男女共同参画の形成は女性に関する施策の進捗状況調べ  
 全国：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ



<参考>瑞穂市の職員等における女性の割合（平成 31 年 4 月 1 日時点）

	総数（人）	うち女性数（人）	女性比率（%）
職員数	337	183	54.3
うち管理職総数	38	4	10.5
うち課長補佐相当職	93	37	39.8
うち係長相当職	61	37	60.7
市議会議員数	18	1	5.5
自治会長数	98	5	5.1

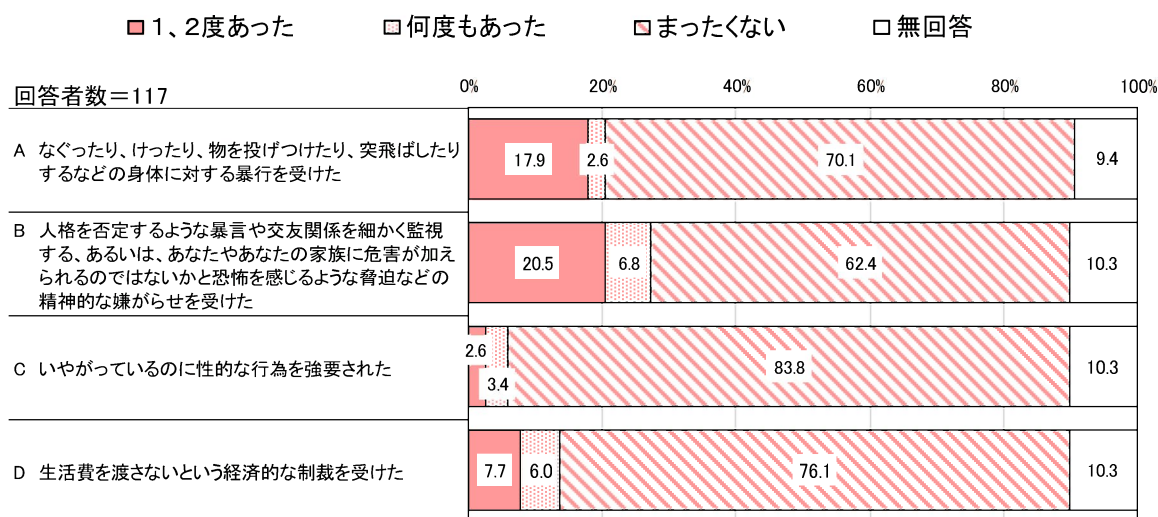
(6) ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者・パートナーからの暴力）など、人権への配慮について

5年以内に、『なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた』『人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視する、あるいは、あなたやあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫などの精神的な嫌がらせを受けた』で「1、2度あった」「何度もあった」を合わせた“あった”の割合が2割以上みられています。

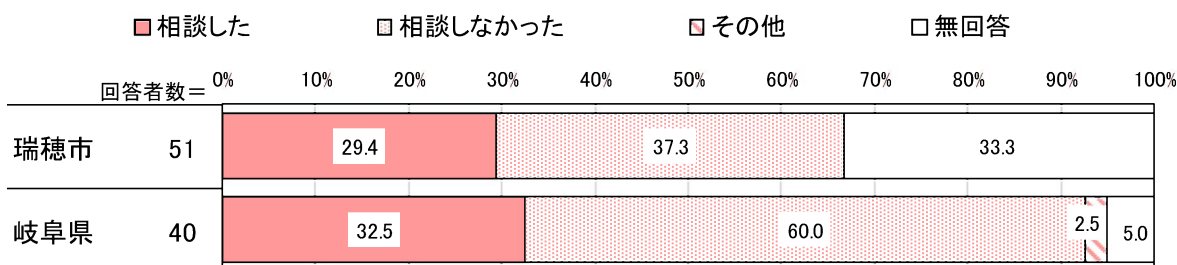
DVについて“あった”人のうち、「相談しなかった」人の割合が37.3%と高く、相談した人でも専門的な機関に相談している人は少ない現状です。

そのため、市民が悩みを抱え込まず、安心して気軽に相談できるよう、窓口の周知を行う必要があります。

図表34 過去5年以内に配偶者や交際相手から暴力や虐待を受けた経験



図表35 配偶者や交際相手から暴力や虐待を受けた場合の相談について



本市における現状と市民意識調査結果を踏まえた課題は以下の通りとなります。



NEW

## ○固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

わたしたちの日々の生活の中には、社会慣習に根ざした固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として強く残っており、社会における様々な場面で男女間の不平等を感じる人が多いのが現状です。

市民意識調査結果からも、学校教育以外の分野では『男性の方が優遇されている』と考えている人が多くなっており、特に『社会通念・慣習・しきたり』『政治の場』『社会全体』などで高くなっています。

このように多くの市民が社会の様々な場面で男女の不平等を感じていることから、より一層の男女平等の実現に向けた意識啓発に努める必要があります。

## ○女性が能力を十分に発揮できる環境の整備

国においては、平成 25 年（2013 年）6 月に成長戦略の柱の最重要分野として「女性の活躍」を位置づけ、さらに平成 27 年（2015 年）9 月には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても働く女性は増加傾向にあり、女性の社会進出が進みつつあります。その一方で、政策・方針決定過程における女性が占める割合は国や県と比較して低いのが現状です。

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場への女性の参画は、必要不可欠なことから、女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を進めていく必要があります。

## ○仕事と家庭を両立（ワーク・ライフ・バランス）しやすい環境の整備

共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）が課題となっています。

市民意識結果からは、仕事と家庭を両立させるためには、男女とも『労働時間の短縮や休暇が取りやすい職場環境づくり』に対する希望が高くなっています。

また、全国の育児休業の取得率の推移をみると、女性では 8 割を超えています。一方で、男性では近年では増えてきてはいるものの、平成 30 年では 6.2%程度と依然として低い状況にあります。

仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、男性の長時間労働の削減や男性の育児休暇取得の促し、男性中心型の労働慣行の変革などの職場環境の整備を促す必要があります。

## 基本目標Ⅱ

## だれもが活躍できるまちづくり【瑞穂市女性活躍推進計画】

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値
5 審議会等の委員における女性の割合	24.4%	40.0%
6 保育施設待機児童数	0人	0人
7 【市民意識調査】「職場において」(男女の地位が) 平等であると感じる人の割合	22.9%	50.0%
8 男女共同参画に関する事業の参加事業所数	20社	40社

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。女性の政策・方針決定過程への参画はこれからの社会づくり、まちづくりに大変重要な意味を持ってきます。

現在、本市における女性の管理職、市民の代表である市議会議員、自治会長、あるいは審議会等における女性の割合は、低い状況にあります。これは男性だけでなく、女性にも固定的性別役割分担意識が根強くあるためであると考えられます。今後は、市をはじめ、地域活動や企業等においても、企画立案から男女が共同して参画することの重要性について啓発及び人材育成を積極的に進める環境を整備していかなければなりません。

また、働くことは、人々が生きていくうえでの経済的基盤であると同時に、人生を豊かに生きるための自己実現の場でもあり、さらには社会貢献の場でもあることから、男女共同参画社会の実現にとって、雇用の分野は極めて重要な意味をもっています。しかし、本市の「市民意識調査」において、職場において男女の地位が不平等であると感じている市民は半数以上にのぼっており、職場における男女格差の是正が急がれます。

女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な働き方に応じた適切な労働条件が確保される職場づくりを事業者に働きかけるとともに、女性の再就職や起業支援を行うことも必要です。また、男女がともに、家庭における役割と責任を担うことができるよう、就業形態の見直しや、仕事と家庭の両立のための制度の充実に取り組むことも必要です。

### 基本目標Ⅲ

### だれもが安心して暮らせるまちづくり

成果指標	現状値 (H30 年度)	目標値
9 【市民意識調査】「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている」の割合	20.4%	45.0%
10 女性消防団員の人数	14 人	15 人
11 若年層健康診査「good ライフ健診」受診率	5.5%	10.0%
12 妊産婦教室への男性参加割合	35.8%	40.0%
13 第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合	20%	30%
14 就労支援員の支援により雇用に至った者の人数	18 人	25 人
15 各種イベントの際の DV に関する広報啓発活動の回数	2 回	3 回
16 DV の相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合	60.0%	80.0%
17 DV 被害者が関係機関等に相談した割合	7.7%	40.0%

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍、障がい等の違いや有無にかかわらず、その人がもてる力を最大限に発揮し、お互いに支えあって、安心して暮らせる社会であるべきです。男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、家庭生活・地域生活の活動に個性と能力をあらゆる分野に発揮できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭・地域における環境づくりは非常に重要であり、男女共同参画の原点です。男女ともに家庭・地域における相互の参画が不十分な状況を認識し、社会がこれを支援していかななくてはなりません。

近年では、東日本大震災といった大災害を契機に、防災・災害復興対策に「男女共同参画」の視点を盛り込む動きが進んでいます。避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画を促進する必要があります。

また、夫と妻、親と子の家庭内暴力が社会問題となっています。家族間の繋がり、地域コミュニティの希薄化が殺伐とした社会を生み出しており、男女共同参画を通じて一人の人間としての生き方を尊重されるよう、弱者への暴力・虐待を予防し、それを容認しない社会づくりへの啓発を若年層にも広げ、普及していく必要があります。

### 3. 困難な状況におかれている男女への支援

#### 施策の方向

##### ●高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	実施内容	担当課
介護サービスの充実	高齢者等が自宅や施設において安心して生活していくうえで、介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくために介護サービスの充実を図ります。	地域福祉高齢課
在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者の生活の質を向上させ、介護をする人の支援体制を整備します。	地域福祉高齢課
高齢者、障がい者に対する情報提供及び、相談体制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談を実施します。	福祉生活課 地域福祉高齢課
外国人に対する情報提供及び、相談体制の充実	外国籍の人が日常生活で困ることがないように、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を図ります。	市民協働安全課
高齢者、障がい者の社会参加活動の促進	高齢者等が社会との関わりを持ち続けることができるように、社会参画に関する広報による啓発・情報提供を行います。また、社会福祉協議会との連携によりボランティアの育成や活動機会の拡充に努めます。	福祉生活課 地域福祉高齢課
高齢者健康講座の充実	介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を開催します。	地域福祉高齢課 健康推進課
老人クラブ活動への支援の充実	高齢者の自主組織である老人クラブの活動への支援を行ないます。さらに、女性の役員登用等、男女共同参画の視点に立った運営を促進します。	地域福祉高齢課
障がい者の就労の促進	障がい者がその能力を十分発揮できるよう、 <b>就労の場の拡大や就労支援の充実等、障がい者の就労促進に取り組みます。</b>	福祉生活課



●生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

具体的施策	実施内容	担当課
生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実	生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。 また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。	福祉生活課

4. あらゆる暴力の根絶にむけた支援【瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】

施策の方向

●DVを予防するための対策の充実

具体的施策	実施内容	担当課
広報啓発活動による普及	人権尊重の意識を高めるため、市の広報・ホームページ等の各種メディアの活用や、イベント等の機会を通して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。	福祉生活課
学校教育における暴力防止教育	学校教育を通じて若年層に向けた暴力予防教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課

●DV被害者の安全確保と自立支援

具体的施策	実施内容	担当課
被害者の安全確保	迅速な対応が必要な場合は、各関係部署と連携し、一時保護するなど安全確保を図ります。	福祉生活課
被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子について、関係部署及び職員間の連携を図るうえで、情報漏洩等のないよう努めます。	福祉生活課
様々な配慮を必要とする被害者への対応	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を行うことで、被害者への細やかな配慮を行います。	福祉生活課
関係者による通報の周知	被害者を発見したときにためらいなく市や警察に通報ができるよう、市の広報紙等を活用しDV防止法に基づく通報についての周知に努めます。	福祉生活課

具体的施策	実施内容	担当課
検診等の行事を通じた発見と対応	子どもの健診等を通して早期発見に努め、関係部署による早期対応の体制を強化します。	福祉生活課 健康推進課
子どもの安全確保とケア	関係機関と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、被害者の子どもの生活について適切に配慮されるよう慎重に対応します。	福祉生活課 学校教育課 幼児支援課
被害者の自立支援	保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として自助グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。	福祉生活課

●相談業務の充実と関係機関との連携

具体的施策	実施内容	担当課
DV等に関する相談体制の充実	市の広報・ホームページ等によるDV等に関する情報の啓発に努め、DVやセクシュアル・ハラスメントの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、研修等に相談員を参加させ、最新の知識の習得、スキルアップを図ります。	福祉生活課 健康推進課
手続の一元化についての検討	被害者の負担の軽減と、手続きの円滑化を図るため、手続の一元化について検討します。	福祉生活課
庁内連携の強化	庁内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署や子育て関連の部署等において、情報の管理と意識の徹底を図ります。	福祉生活課
庁外関係機関との連携強化	医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。	福祉生活課
関係者からの二次被害の防止	DVの特性等を十分に理解し、被害者にさらなる被害（二次的被害）が生じることのないよう、被害者の状況に十分に配慮した慎重な対応を行います。	福祉生活課